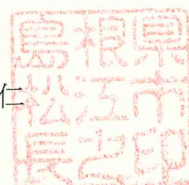


松江市告示第 325 号

市長印を次のように廃止し、及び新調したので、松江市公印規則（平成 17 年松江市規則第 19 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 21 日

松江市長 上 定 昭 仁



1 廃止する市長印

(1) 名称、使用区分及び印影

名称	使用区分	印影
島根県松江市長之印	まつえ産業支援センターの所掌する事務（処分、通知及び証明に限る。）用	

(2) 廃止の期日

令和 6 年 4 月 1 日

2 新調する市長印

(1) 名称、使用区分及び印影

名称	使用区分	印影
島根県松江市長之印	ものづくり産業支援センターの所掌する事務（処分、通知及び証明に限る。）用	

(2) 使用開始の期日

令和 6 年 4 月 1 日